

入札説明書

【最低価格落札方式】

業務名称：2025 年度 JICA 東京へのガス供給契約（単価契約）

調達管理番号：24c00720

- 第 1 入札手続
- 第 2 業務仕様書
- 第 3 契約書
- 別添 様式集

2025 年 2 月 28 日
独立行政法人 国際協力機構
JICA 東京

第1 入札手続

1. 公告

公告日 2025 年 2 月 28 日（金）

調達管理番号 24c00720

2. 契約担当役

JICA 東京 契約担当役 所長

3. 競争に付する事項

- （1）業務名称：2025 年度 JICA 東京へのガス供給契約（単価契約）
- （2）選定方式：一般競争入札（最低価格落札方式）
- （3）業務仕様：「第2仕様書（案）」のとおり
- （4）供給期限（予定）：2025 年 4 月の定例検針日の翌日から
2026 年 4 月の定例検針日まで（検針日により調整）

4. 手続全般にかかる事項

（1）書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

〒151-0066

東京都渋谷区西原2-49-5

独立行政法人国際協力機構 JICA 東京総務課（担当：竹田）

【電話】03-3485-7056 【FAX】03-3485-7072

【メールアドレス】tictga@jica.go.jp

当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

（2）書類等の提出方法

1）入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法は別紙「手続・締切日時一覧」をご参照ください。

2）書類等の押印省略

競争参加資格確認申請書、下見積書、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。

ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より（もしくは社内責任者に cc を入れて）メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人（業務従事者）を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
- b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和04・05・06年度全省庁統一資格で「物品の販売」の関東甲信越地域の資格を有すること。（等級は問わない）

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること

3) ガス事業法第3条の規定に基づきガス小売事業者として登録を受けている者であること。

(3) 共同企業体、再委託について

- 1) 共同企業体の結成は認めません。
- 2) 再委託は認めません。

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様

の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、1) を提出してください。

提出方法、締切日時及び確認結果通知日は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

1) 提出書類：

- a) 競争参加資格確認申請書（様式集参照）
- b) 全省庁統一資格審査結果通知書（写）
- c) ガス事業法第3条の規定に基づきガス小売事業者として登録がわかるもの（写）
- d) 下見積書（「7. 下見積書」参照）

2) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。

期日までに結果が通知されない場合は、上記「4. 担当部署等（1）書類等の提出先」にお問い合わせください。

6. その他関連情報

該当なし

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書を提出してください。

下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記してください

- (1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (2) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (3) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) 業務仕様書（案）の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式（別添様式集参照）に記載のうえ提出ください。
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記（1）の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

[各国内拠点（JICA緒方研究所を含む）における公告・公示情報-工事、物品購入、役務等-（2023年度） | JICAについて - JICA](#)

- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競

争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。
入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 辞退届の提出

- (1) 競争参加資格有の確定通知を受け取った後に、入札への参加を辞退する場合は、遅くとも入札会 1 営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。
宛先：tictga@jica.go.jp
件名：【辞退】(調達管理番号) _ (法人名) _ 案件名
- (2) (1) の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

10. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

- (1) 日時：2025 年 3 月 21 日（金） 14 時 00 分から
- (2) 場所：東京都渋谷区西原 2-49-5
独立行政法人国際協力機構 JICA 東京内 セミナールーム 404
※入札会会場の開場時刻は入札会開始時刻の 5 分前となります。フロントで入館受付後ロビーにて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。入札執行開始時刻に間に合わなかった者は入札会（入札執行）に参加できません。
- (3) 入札会には、代表者若しくは代理人（委任状を要す。）の参加を求めます。
- (4) 必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備ください。
 - 1) 委任状 1 通（別添様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）
 - 2) 入札書 3 通（別添様式集参照。）
 - 3) 印鑑、身分証明書
入札会場で書類を修正する必要が生じた場合に、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要となりますので、持参してください。
なお、代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。
- (5) 再入札の実施
すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は再入札（最大で 2 回）を実施します。再入札に参加する（再入札に係る入札書を提出する）者は、上記の委任状により再入札に参加する権限が委任されていることと押印された入札書が必要となりますので、ご注意ください。

11. 入札書

- (1) 持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) 入札書は、入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺

印し、封入のうえ、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。

- 1) 代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。
 - 2) 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - 3) 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。
- (3) 機構からの指示により再入札の入札書は、入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。
- 1) 代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。
 - 2) 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称または商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - 3) 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。
- (4) 入札金額は円貨で記入ください。記入に際しては、千止め、桁取り誤り、日付、宛先の記入ミス等に十分注意して応札してください。
- 例：123,456,789円⇒123,456,789円で入札してください。**
- (5) 入札価格の評価は、「第2 仕様書」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）をもって行います。
 - (6) 最終的な契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とします。
 - (7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消することが出来ません。
 - (8) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
 - (9) 入札保証金は免除します。

12. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

1 3. 入札執行（入札会）手順等

（1）入札会の手順

1）入札会参加者の確認

機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は各社1名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

2）入札会参加資格の確認

各出席者から委任状（代表権を有する者が参加の場合は不要）を受理し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。

3）入札書の投入

各参加者は、入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。

4）開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

5）入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額を低い順番から読み上げます。

6）予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。

7）落札者の発表等

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その次に価格の低い者を落札者とします。

入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。

8）再度入札（再入札）

「不調」の場合には引き続き再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

9）「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

（2）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（3）落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

（4）不落随契

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

（5）落札者と宣言された者の失格

入札会において落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、12. に基づき「無効」と判断された場合
- 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

14. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者からは、入札金額の内訳書（社印不要）の提出を頂きます。
- (2) 「第3 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第3 契約書（案）」を参照してください。なお契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。落札者は、契約書（案）をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上入札してください。

15. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、

機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

16. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者、については通知日の翌日から起算して7営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. 担当部署等（1）書類等 の提出先」までご連絡ください。

第2 仕様書（案）

1. 件名

2025 年度 JICA 東京へのガス供給契約（単価契約）

2. 概要

（1）需要場所

①名称：独立行政法人国際協力機構 JICA 東京

②所在地：東京都渋谷区西原 2－4 9－5

（2）ガス設備能力

①厨房器具類（管理棟食堂厨房内）

- ・ガス立体炊飯器（ガス消費量 34.9kW）
- ・ガスレンジ（ガス消費量 32kW）
- ・ガススチームコンベクションオーブン（ガス消費量 25.6kW）
- ・ガススチームコンベクションオーブン（ガス消費量 33.7kW）
- ・ガステーブル（ガス消費量 139kW）
- ・ガスコンロ（ガス消費量 3.5kW）2 台
- ・ガスフライヤー（ガス消費量 17.4kW）
- ・ガスフライヤー（ガス消費量 20kW）
- ・ガス式ブースター（食器洗浄機）（ガス消費量 20kW）

総合ガス消費量：329.6kW

②瞬間湯沸器（講堂）4 台

ノーリツ製（ガス消費量 69.2kW）

総合ガス消費量：276.8kW

3. 仕様

（1）供給ガスの概要

①ガスの種類 都市ガス 13A（低圧）

②供給熱量

一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）による。

③対象メーター（2 台）

型式	ガスメーター社番	使用場所
NSP30	541695999	厨房
NSP30	611695618	講堂

（2）予定ガス使用量

①予定年間ガス使用量 15,249 m³

(予定年間ガス使用量とは、契約で定める1年間の予定月別使用量の合計値をいう。)

② 予定月別使用量

年 月	使用量 (単位 : m ³)
2025 年 4 月	1,051
2025 年 5 月	880
2025 年 6 月	1,223
2025 年 7 月	1,118
2025 年 8 月	1,232
2025 年 9 月	1,218
2025 年 10 月	1,384
2025 年 11 月	1,523
2025 年 12 月	1,463
2026 年 1 月	1,111
2026 年 2 月	1,523
2026 年 3 月	1,523
計	15,249

※なお①及び②については見込みであるため、実際の使用量に増減があっても、異議を申し立てないものとする。

4. 供給期間

2025年4月の定例検針日の翌日から2026年4月の定例検針日まで

5. 使用量の測定方法

計量は、毎月1回、一般ガス導管事業者が定める検針日に、一般ガス導管事業者が設置した計量器により行うものとする。

6. 保安

- (1) 供給者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器の調査及び危険発生防止の安全周知を行うものとする。また、ガス工作物の保安責任はガス事業法に定めるところにより、一般ガス導管事業者が負うものとする。ただし、同一構内に供給する他のガス供給者と共用して使用されるガス工作物については、当該供給者と保安業務等の分担について協議を行うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端のバルブとし、詳細については、独立行政法人国際協力機構 JICA 東京と供給者との間で協議の上、確認、決定するものとする。

7. 緊急時の対応

独立行政法人国際協力機構 JICA 東京からガス漏れ等の連絡を受けたときは、一般ガス導管事業者との連絡窓口になるなど、連携・協力すること。

8. 料金

- (1) 料金は、公的機関の発表する貿易統計（平成27年6月から8月までの平均値）のガスの原料に関する価格に基づいて算定するものとする。なお、石油石炭税等租税課金は、LNGが1,860円/t、LPGが1,860円/tの場合のものとする。
- (2) ガス料金は、物件の所在地の区域の、旧一般ガス事業者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。

9. 支払い方法

- (1) 算定された当該月分の料金を適法な請求書で速やかに発注者に請求し、適法な請求書を受け取ってから30日以内にこれを支払う。
- (2) 請求合計額に小数点以下が発生する場合は、切り捨てとする。

10. その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の間で協議の上、決定する。

以上

第3 契約書（案）

1. 契約名 2025 年度 JICA 東京へのガス供給契約（単価契約）
2. 仕様 附属書 I 「仕様書」のとおり
3. 契約期間 2025 年 4 月の定例検針日の翌日から
 2026 年 4 月の定例検針日まで
4. 納入場所 東京都渋谷区西原 2－49－5
 独立行政法人国際協力機構 JICA 東京
5. 契約保証金 免除

独立行政法人国際協力機構 JICA 東京（以下「発注者」という。）と、株式会社〇〇（以下「受注者」という。）とは、2025 年度 JICA 東京へのガス供給契約（単価契約）について、以下の各条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 発注者及び受注者は、おのこの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 受注者は、附属書 I 「仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき発注者の独立行政法人国際協力機構東京センターで使用するガスを需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（契約金額）

第4条 契約単価は次のとおりとする。ただし、以下の各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

（1）基本料金単価 _____円／月（うち消費税及び地方消費税額_____円）

(2) 基準単位料金 _____ 円/㎥ (うち消費税及び地方消費税額 _____ 円)

ただし、上記基準単位料金は、公的機関の発表する貿易統計(2015年6月から8月の平均値)のガスの原料に関する価格に基づいて算定するものとする。なお、石油石炭税等租税課金がLNGトン当たり1,860円、LPGトン当たり1,860円の場合のものとする。

- 2 原料費調整単価は、トン当たり原料価格の変動に応じて、料金適用月ごとに受注者の通告により調整するものとする。適用する原料費調整単価は、本条第1項の基準単位料金に、受注者が通告する原料価格算定月ごとのトン当たり平均原料価格と基準トン当たり平均原料価格との変動額100円につき1㎥当たり0.081円×(1+消費税率)を加減して算定するものとする。

原料費調整単価(1㎥当たり)

＝基準単位料金±0.081円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)

(上記の算式によって求められた計算結果の小数点第4位以下の端数は切捨て)

- 3 石油石炭税等租税課金の変動した場合には、定める算定式に従い、基準単位料金調整額を算定後、その変動の発生した原料価格算定月に対応した料金適用月から、基準単位料金に加減して調整単位料金を算定するものとする。
- 4 消費税及び地方消費税の額は消費税法及び地方税法に定める税率により計算されるものとし、税率に変動があったときは変動後のものを適用する。

(ガス使用量の増減)

第5条 発注者の予定年間ガス使用量は、契約期間内の需要見積高を示したものであるから、確定ガス量が実際上増減することがある。

(検針及び検査)

第6条 検針は、託送供給約款に基づく検針日に、一般ガス導管事業者の設置した計量器により行うものとし、受注者は検針日に記録された値の読みによりガス使用量を算定し、発注者の指定する者の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第7条 料金の算定期間は「1ヶ月」とし、前月の検針日の翌日から当月の検針日までのガスの使用量により行うこととする。

(対価の支払)

第8条 受注者は、第6条に定めた検査の終了後、第4条に定める基本料金及び調整後の基準単位料金を第6条による検針で得た使用数量に乗じて得た額を合算(円未満の端数は切り捨てる。)した額を毎月発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という)以内に支払うこととし、その支払方法等については発注者・受注者協議のうえ定めることとする。

（支払遅延）

第9条 発注者の責めに帰すべき理由により、前条第2項に規定する約定期間内に当該請求に係る代金を受注者に支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払を了した日までの日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を受注者に支払うものとする。ただし、その額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

（機密保持等）

第10条 発注者及び受注者は、本契約の履行にあたり知り得た相手方の秘密に属する事項につき、本契約期間中契約完了後の如何を問わずこれを漏洩又は他の目的に使用してはならない。ただし、業務遂行上特に必要な場合で発注者・受注者協議の上承諾に至った場合又は法令に基づく場合はこの限りではない。

（発注者の解除権）

第11条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- （1）受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- （2）受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- （3）受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
- （4）第14条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- （5）受注者に前号以外の不正な行為があったとき。
- （6）受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- （7）受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- （8）受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

- ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第 4 号及び第 8 号の場合を除く。）は、当該日から契約期間満了の日までに係る仕様書の予定月別使用量に第 4 条に定める契約金額を乗じた額に、第 4 条に定める基本料金を加算した額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として、発注者の指定するところにより発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。
- 3 第 1 項第 8 号の規定により本契約が解除された場合は、受注者は発注者に対し発注済金額（本契約に基づき成立した個別契約（履行済を含む。）にかかる対価の合計額をいう。以下同じ。）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

- 第 12 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰す

ることができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、本契約解除時点で受注者が既に支出し他に転用できない費用に、本契約解除時点で成立済かつ未履行の個別契約に基づく契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益を合算した金額とする。

（解除に伴う措置）

第 13 条 発注者は、本契約が解除された場合においては、契約解除日までの業務の既遂部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する対価を受注者に支払うものとする。

（重大な不正行為に係る違約金）

第 14 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無に関わらず、受注者は発注済金額の 10 分の 2 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

（1）次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

ア 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

イ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）

（2）受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

（3）公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4）受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本契約の業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条第 1 号及び第 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。

（5）第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者

が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。

- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は発注済金額の10分の2を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるとときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第14条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約による物品の納品・引渡が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

(賠償金等)

- 第15条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した利息を付した額と、発注者の支払うべき対価とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払いを請求することができる。
- 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき本利率で算出した額の延滞金の支払を受注者に請求する。

(不正行為等に対する調査・措置)

- 第16条 受注者が、第11条第1項第5号又は第14条第1項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができるものとする。
- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の行為の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。
 - 3 発注者は、第11条第1項第5号又は第14条第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとし、その場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(契約の公表)

- 第17条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。
- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものと

する。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

(2) 受注者の直近 3 カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 14 章に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第 14 章の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

（合意管轄）

第 18 条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

（準拠法）

第 19 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（契約外の事項）

第 20 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、受注者の定めるガス需給約款によるほか、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、円満に解決するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

2025 年 3 月 ●● 日

発注者

東京都渋谷区西原 2-49-5

独立行政法人国際協力機構

JICA 東京

契約担当役 所長 ○○ ○○

受注者

様式集

<参考様式>

以下の様式については、当機構ウェブサイト（URL は下記参照）よりダウンロード可能です。ダウンロード先の宛先で「契約担当役理事」になっている箇所を「JICA 東京 契約担当役 所長」に変更をお願いします。

- （１）競争参加資格確認申請書
- （２）委任状（特定案件委任状）
- （３）委任状（入札会に関する一切の権限）
- （４）入札書
- （５）質問書

URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html